

議案第 16 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 10 号）が、平成 30 年 1 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町手数料条例の一部を改正する条例

箱根町手数料条例（平成 12 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表 3 の項(3)中「53 万円」を「57 万円」に改め、同項(4)ア中「83 万円」を「88 万円」に改め、同項(4)イ中「101 万円」を「107 万円」に改め、同項(4)ウ中「112 万円」を「120 万円」に改め、同項(4)エ中「142 万円」を「152 万円」に改め、同項(4)オ中「166 万円」を「178 万円」に改め、同項(4)カ中「388 万円」を「407 万円」に改め、同項(4)キ中「510 万円」を「534 万円」に改め、同項(4)ク中「629 万円」を「649 万円」に改め、同項(5)ア中「113 万円」を「118 万円」に改め、同項(5)イ中「134 万円」を「141 万円」に改め、同項(5)ウ中「150 万円」を「158 万円」に改め、同項(5)エ中「183 万円」を「194 万円」に改め、同項(5)オ中「214 万円」を「226 万円」に改め、同項(5)カ中「435 万円」を「455 万円」に改め、同項(5)キ中「557 万円」を「582 万円」に改め、同項(5)ク中「677 万円」を「707 万円」に改め、同項(6)ア中「575 万円」を「593 万円」に改め、同項(6)イ中「725 万円」を「747 万円」に改め、同項(6)ウ中「1,070 万円」を「1,090 万円」に改め、同表 15 の項(3)ア中「41 万円」を「42 万円」に改め、同項(3)イ中「54 万円」を「56 万円」に改め、同項(3)ウ中「70 万円」を「73 万円」に改め、同項(3)エ中「92 万円」を「96 万円」に改め、同項(3)オ中「104 万円」を「109 万円」に改め、同項(3)カ中「160 万円」を「166 万円」に改め、同項(3)キ中「182 万円」を「190 万円」に改め、同項(3)ク中「203 万円」を「212 万円」に改め、同項(4)ア中「49 万円」を「53 万円」に改め、同項(4)イ中「63 万円」を「68 万円」に改め、同項(4)ウ中「99 万円」を「103 万円」に改め、同項(4)エ中「131 万円」を「141 万円」に改め、同項(4)オ中「172 万円」を「178 万円」に改め、同項(4)カ中「332 万円」を「343 万円」に改め、同項(4)キ中「406 万円」を「419 万円」に改め、同項(4)ク中「465 万円」を「480 万円」に改め、同項(5)ア中「910 万円」を「932 万円」に改め、同項(5)イ中「1,240 万円」を「1,260 万円」に改め、同項(5)ウ中「1,700 万円」を「1,730 万円」に改め、同表 17 の項(1)ア中「31 万円」を「32 万円」に改め、同項(1)イ中「43 万円」を「46 万円」に改め、同項(1)ウ中「72 万円」を「75 万円」に改め、同項(1)エ中「96 万円」を「102 万円」に改め、同項(1)オ中「121 万円」を「130

万円」に改め、同項(1)カ中「295万円」を「315万円」に改め、同項(1)キ中「362万円」を「387万円」に改め、同項(1)ク中「417万円」を「446万円」に改め、同項(2)ア中「266万円」を「269万円」に改め、同項(2)イ中「319万円」を「323万円」に改め、同項(2)ウ中「479万円」を「483万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。